

仕 様 書

1 自動販売機設置エリア及び台数

蒲郡市モーターボート競走場外向発売所指定席 トトまるシートエリア 1台
別紙「設置場所」のとおり

※ 指定席利用者に対するフリードリンクサービスに供する。

設置日は、令和8年7月1日とし、その日の午前10時（営業開始時間）には稼働できるようにすること。

2 自動販売機の種類と遵守事項

(1) 自動販売機

- ア 設置する自販機は紙コップ式とし、使用する紙コップは9オンスのみとする。
- イ 自販機は新品中古品を問わないが、中古品の場合は契約期間中問題なく使用できる耐久性及び場内の美観を損なわない外観を備えた状態で設置すること。
- ウ ドリンク1杯あたりの単価は均一にすること。
- エ 自販機のコイン投入口及びつり銭口を隠し、フリードリンクであることを示す表示をすること。

(2) 管理運営

- ア 保守点検業務を随時行い、故障時には即時対応すること。また自販機本体に、乙の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。
- イ 安全衛生管理を行い、品質を保ち、内容商品について責任を負うこと。
- ウ 営業中商品の品切れが無いよう注意すること。特に繁忙期の品切れや氷切れがないよう対応すること。
なお、給排水設備が無い場合、自動販売機1台のみで1日の予定杯数を提供することが困難な場合は、給水装置等の設置、交換の頻度を増やす等して対応すること。
- エ 使用済み紙コップの回収箱を各エリアの自販機横に設置すること。また、使用済み紙コップは落札者が回収すること。
- オ 供給する商品は、ホット飲料とアイス飲料を用意し、できるだけ多品種、多品目な構成とすること。

3 費用負担

以下の費用は落札者の負担とする。

- (1) 搬入及び設置に伴う諸費用
- (2) 契約終了時の自販機撤去に伴う搬出費用及び搬出後の原状回復費用
- (3) 自販機に併設する回収箱の費用
- (4) 商品補充・廃棄物回収運搬処理等のメンテナンス費用
(設置後の飲料提供に係る電気代及び水道料は、甲が負担する。)